静岡県リサイクル認定製品認定証

年 月 日

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

静岡県リサイクル製品利用推進要綱第3(4)の規定により、静岡県リサイクル認定製品として認定を受けた製品であることを証する。

静岡県知事 氏名 回

認定番号	
品 目 名	
製 品 名	
(用 途)	
原材料となる	
廃 棄 物 等	
認定期間	年 月 日から 年 月 日まで
製造所又は加	
工所の名称及	
び 所 在 地	
留意事項	1 要綱第7 (認定の取下げ) に該当したときは、遅滞なく、届出書を提出すること。 2 要綱第8 (変更の届出) に該当したときは、当該変更が生じた日から30日以内に届出書を提出すること。 3 認定製品について毎年1回認定基準への適合状況を確認するため、自己点検を実施するとともに関係書類を5年間保存すること。(要綱第13) 4 認定事業者は、適合状況等報告書及び販売実績報告書を毎年4月30日までに知事に提出すること。(要綱第13)

特記事項